

## 原動機付自転車・軽自動車等の変更手続き

原動機付自転車・軽自動車等の登録内容に変更があった場合は、手続きが必要になります。お持ちの車種によって窓口が異なりますので下記をご確認ください。

### 1. 原動機付自転車及び小型自動車

《手続き先》 海老名市役所 市民税課 ☎046-235-8593

事由

- (1) 車両を廃車・処分するとき
- (2) 市内で住所が変わったとき
- (3) 市外へ転出するとき
- (4) 車両を譲るとき
- (5) 所有者が亡くなったとき

○年度途中で廃車した場合であっても、税金は戻りません。

○盗難にあった場合は、警察に盗難届を出した後、市民税課まで届け出てください。

○車両の行方が分からない場合は、市民税課までご相談ください。

### 2. 軽自動車及び2輪の小型自動車

《手続き先》 下記の事務所等になりますので、お問い合わせのうえ手続きしてください。

- (1) 3輪・4輪の軽自動車（660cc以下）

軽自動車検査協会神奈川事務所

愛甲郡愛川町中津4071-5 ☎050-3816-3120

- (2) 2輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）

神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所

愛甲郡愛川町中津7181 ☎050-5540-2037

- (3) 2輪の小型自動車（250cc超）

神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所

愛甲郡愛川町中津7181 ☎050-5540-2037